

68歳・69歳の方へ 医療費助成制度



問 国保年金課 TEL0299-90-1143

70歳になると、健康保険を使って病院や薬局などにかかったとき、医療費の自己負担割合は、原則2 割となります。

市では、68歳、69歳の方を対象に、自己負担割合が2割となるように助成を行なっています。

助成の方法

医療機関では一部負担金(3割)を支払い ます。

後日、登録された口座に市から1割分が 振り込まれます。

※限度額認定証を利用する方や、高額療養 費などが該当する方は、助成割合が変わ る場合があります

対象期間

68歳の誕生月の初日~70歳の誕生月の 末日。

※1日生まれの方は、70歳の誕生月の前月 の末日まで

申請方法

対象となる方へ、68歳の誕生月の前月 中旬ごろに申請通知を郵送します。通知の 内容に従って申請してください。

次の方は、対象外となります

- ●「現役並み所得者|※
- 後期高齢者医療制度の被保険者
- ※「現役並み所得者」とは次の両方に該当 する方です
- ●住民税課税所得が145万円以上の68 ~74歳の方
- Γ 年収入が383万円以上(68~74歳の 人が1人の世帯)
 - └ 年収入が520万円以上(68~74歳の 人が2人以上の世帯)
- ※所得の再判定により対象外となる方に は、随時通知を郵送します

児童扶養手当

問 こども福祉課 160299-90-1205

児童扶養手当の受給資格者(支給停止者を含む)は、毎年8月1日現在の養育状況と前年の 所得状況を届け出る必要があります。



受付場所	日時	
波崎総合支所・防災センター	8月1日(火)・2日(水)	午前9時~午後7時
保健・福祉会館	8月3日(木)・4日(金)	午前9時~午後7時
	8月6日(日)	午前9時~午後5時

持参物

- 現況届用紙(市から郵送されるもの)
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- ●養育費などに関する申告書
- ●その他(認定理由により異なります)
- ※支給開始月から起算して5年または支給要件に 該当した月から起算して7年を過ぎた受給者に は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事中属 出書(緑色) | を郵送しています。現況届と併せ て提出してください
- ※写しの提出が必要な物は必ず事前にコピーをし てご持参ください

次のような方は手当の受給資格がなくなる場合や、 支給額が変更になる場合があります。

窓口で相談してください。

- ●受給者が婚姻した(事実婚を含む)
- ●受給者や児童が公的年金を受給するようになった
- ●児童が父または母が受ける障害基礎年金の加算対 象になった など

児童扶養手当とは

父または母と生計が異なる児童が育成され る家庭の生活の安定と、児童の自立促進に寄 与し、児童福祉の増進を図ることを目的とし て支給される手当。

児童扶養手当は、受給資格があっても請求 しない限り支給されません。

児童扶養手当の対象となる児童

次のような場合で、18歳以後最初の3月 31日までの間にある児童(ただし身体や精神 に中度以上の障害があると認められた場合に は20歳未満まで)。

- 父母が婚姻を解消した
- ②父または母が死亡した
- ●父または母が一定の障害の状態にある など

現況届受付会場で、県母子・父子自立支援員による 就労・生活・修学資金などの「悩みごと相談窓口」を開設

間 鹿行県民センター Tel0291-33-6264

場所	日時	
波崎総合支所・防災センター	8月1日(火)	午前10時30分~午後2時30分
保健・福祉会館	8月3日(木)・4日(金)	午前10時~午後3時

現況届受付会場で、就職支援ナビゲーターによる 臨時相談窓口を設置

問 常陸鹿嶋公共職業安定所 Tel0299-83-2318

「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」に基づき、 常陸鹿嶋公共職業安定所より就労支援ナビゲーターが派遣されます。

場所	日時	
波崎総合支所・防災センター	8月1日(火)	午前10時~午後3時
保健・福祉会館	8月3日(木)	干削Ⅱ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□